

協同農業普及事業の実施に関する方針

秋 田 県

令和 3 年 3 月

目 次

第 1 基本的な考え方	1
第 2 普及指導活動の課題	1
第 3 普及指導活動の重点推進事項	
1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成	1
(1) 地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成	
(2) 多様なルートや幅広い年齢層からの新規就農者の確保・育成	
(3) 農業労働力の安定確保と就業環境の整備	
(4) 女性農業者の感性を生かした起業活動の促進	
2 複合型生産構造への転換の加速化	2
(1) 園芸品目の生産拡大	
(2) 秋田牛・比内地鶏など畜産物のブランド確立と生産拡大	
3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用	3
(1) 販売を起点とした秋田米の生産・販売対策の強化	
(2) 秋田米新品種「サキホコレ」のトップブランド化に向けた取組の推進	
(3) 複合型生産構造への転換を支える基盤整備の推進	
(4) 水田フル活用による自給力の向上	
4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化	4
(1) 実需者ニーズを踏まえた商品開発等による 6 次産業化の推進	
(2) 企業とタイアップした流通・販売体制の構築	
(3) ターゲットを絞った県産農畜産物の輸出促進	
(4) G A P 等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進	
5 I C T 等の先端技術を活用した次世代型農業の推進	4
(1) 研究開発	
(2) 現地実証、普及	
(3) 導入支援	
6 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり	5
(1) 多様な地域資源を生かした地域ビジネスの展開	
(2) 里地里山の保全管理	
第 4 普及指導員の配置に関する事項	
1 普及事業実施機関の設置	6
2 普及指導員の配置	6
3 普及指導員手当	6
第 5 普及指導員の資質の向上に関する事項	
1 人材育成計画	6
2 資質の向上と調査研究等の適切な実施	7
3 人事交流の促進	7
第 6 普及指導活動の方法に関する事項	
1 農業者支援の充実・強化	7
2 普及指導活動の効果的な運営	9

第1 基本的な考え方

本県農業は、米政策の見直しや国際通商交渉等による産地間競争の激化のほか、急速な就業人口の減少による構造的な労働力不足など、社会情勢が大きく変化している。

本県農業が魅力的な地域産業として発展できるよう、複合型生産構造への転換を強力に推進するなど、農業者や地域の意欲ある取組を積極的に支援している。

これまでの取組の結果、園芸メガ団地等の整備により、えだまめやねぎなどの産地拡大が飛躍的に進んだほか、新ブランド「秋田牛」のデビューや果樹・花きのオリジナル品種の育成など、将来の本県農業の核となる基盤が整備され、農業産出額も増大するなど、成果が着実に現れてきている。

一方で、コロナ禍により、食料安全保障の大切さが再認識され、農業が果たすべき役割は、ますます重要となっており、園芸メガ団地など複合化路線を継承しつつ、スマート農業などの先端技術を駆使した新しい農業を推進し、本県農業の持続的な発展を図ることが必要である。

このため、本県の協同農業普及事業の実施にあたっては、国の「協同農業普及事業の運営に関する指針」を踏まえ、本県農業の基本計画である「あきた農林水産ビジョン」の実現に向けて、普及指導員が栽培等の技術を核として、農業者と地域の関係者と連携し、農業者の所得向上や地域農業の活性化を総合的に支援する。

第2 普及指導活動の課題

本県の普及組織は、100人体制を維持し、現場活動においては、普及職員の専門性が発揮できるよう、対象を集落型農業法人や集落営農組織、新規就農者などに重点化し、JAや市町村と役割分担をしながら、効率的な業務に努めている。

一方で、農業技術の普及指導や新規就農者の確保など、従来からの業務に加え、GAPの推進、人・農地プランの実質化、労働力の安定確保など、普及指導員に求められる業務範囲が拡大しているほか、中堅層が減少し、経験の少ない若手とベテランが増加する年齢構成の2極化により、普及指導活動の見直しが必要となっている。

こうした状況の改善を図りながら、本県における農業の現状や課題等を鑑み、重点事項を設定し、効果的・効率的に普及指導活動を実施する。

第3 普及指導活動の重点推進事項

国の運営指針に示された新規就農者等への支援や、新技術導入の支援及び新技術体系の確立、次世代型農業支援サービスの活用促進、農村における多様な人材等との連携を基本に、県の基本施策等を踏まえて、次のとおり重点推進事項を設定する。

1 秋田の農業を牽引する多様な人材の育成

本県農業の経営基盤の強化を図るため、県外からの移住就業を含め、次代をリードする多様な人材の確保と競争力の高い担い手の育成を加速する。

また、地域内で労働力を確保するサポート体制の充実を図り、経営体が抱える生産及び経営面の課題に対して、迅速にフォローアップを実施する。

(1) 地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成

本県農業を牽引する認定農業者や、集落営農組織等の担い手を競争力の高い経営体に育成するため、経営の法人化や規模拡大、複合化、6次産業化などの取組をソフト・ハードの両面から支援する。

(2) 多様なルートや幅広い年齢層からの新規就農者の確保・育成

本県農業の次代を担う新規就農者の確保・育成を図るため、就農希望者のニーズに応じた実践的な研修を行い、営農開始に必要な機械・施設等の導入に対する助成や就農後の経営・技術指導など、総合的に支援する。

また、園芸メガ団地等での雇用就農や、県外からの移住就農、他産業の経験が豊富な中年層など、多様なルートと幅広い年代から新規就農者を確保する。

(3) 農業労働力の安定確保と就業環境の整備

労働力を安定的に確保するため、「秋田県農業労働力サポートセンター」の機能を強化し、JAによる無料職業紹介所の設置・運営を支援し、障がい者・外国人など多様な人材の確保に向けた取組を推進する。

園芸メガ団地等の大規模経営体における生産や労務管理の効率化を図るため、効率的な作業方法の確立など「カイゼン」手法による実践指導をする。

(4) 女性農業者の感性を生かした起業活動の促進

女性農業者の起業活動を促進し、女性が生き生きと活躍する場の創出と農業の魅力アップを図るため、新商品開発や販路拡大などの取組を支援する。

また、直売活動の持続的な発展を図るため、専門家の派遣による集荷モデルの構築や、売上向上に向けた経営指導等を行う。

2 複合型生産構造への転換の加速化

本県農業の成長産業化に向け、産地間競争を勝ち抜く攻めのトップブランド産地の形成を進め、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速する。

また、スマート農業の導入を加速し、超省力・高品質生産を実現する。

(1) 園芸品目の生産拡大

競争力のあるトップブランド産地の形成を目指し、本県の園芸品目の生産をリードする園芸メガ団地を整備するとともに、日本一を目指した産地づくりを展開する。また、県産園芸品目の認知度向上と販路開拓に向け、販売促進活動等を強化する。

令和2年12月からの大雪等により被害を受けた樹園地や農業生産施設等の復旧を図りながら、災害に強い産地への復興に向けた取組を支援する。

①野菜

- ・えだまめやねぎなど日本一を目指す産地づくり（品質・単収向上）
- ・アスパラガスやきゅうり、トマト等の生産V字回復
- ・水田を活用した大規模土地利用型野菜産地の育成

②果樹

- ・雪害からの速やかな復旧（改植や補修等への支援）
- ・樹園地の承継や耐雪型樹形の実証・普及など雪に強い産地づくりの推進
- ・県オリジナル品種等の生産拡大とブランド化

③花き

- ・重点5品目（キク類、リンドウ、トルコギキョウ、ユリ類、ダリア）の生産拡大
- ・生産量日本一を目指すダリアのオリジナル品種の開発・普及
- ・ダリアの栽培技術の高位平準化、販売力の強化

(2) 秋田牛・比内地鶏など畜産物のブランド確立と生産拡大

畜産物の生産拡大を図るため、大規模生産拠点の全県展開を促進し、国内外での競争に打ち勝つ収益性の高い畜産経営体を育成する。

特に「秋田牛」については、県内外での秋田牛ブランドの浸透を図り、若い担い手等が早期に経営安定を図るための支援を行う。

比内地鶏については、販路の多角化を図るため、家庭内消費の拡大や量販店での販売強化に向け、販売促進活動を支援する。

また、CSF（豚熱）等の発生を防止するための体制を整備する。

3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用

米政策の見直し等を踏まえ、広大な水田をフルに活用し、基幹作物である水稻の需要に基づいた生産と、大豆や園芸等の戦略作物の生産拡大を促進する。

(1) 販売を起点とした秋田米の生産・販売対策の強化

播種前の事前契約の取組を一層強化し、主食用米の確実な需要を見極めつつ、飼料用米や大豆等への転換を推進する。

また、「秋田米生産・販売戦略」に基づき、販売を起点とした米づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症収束後の業務用米の需要回復に対応できるよう省力・低コスト生産に向けた取組を支援する。

(2) 秋田米新品種「サキホコレ」のトップブランド化に向けた取組の推進

令和4年度の市場デビューに向け、高品質な米を安定供給するための生産対策やブランドイメージ構築のための流通・販売対策、戦略的な情報発信等を総合的に実施する。

また、品質・食味の向上を図るため、地域別栽培マニュアルを策定し、栽培技術の普及や区分集荷体制の整備を進める。

(3) 複合型生産構造への転換を支える基盤整備の推進

効率的で収益性の高い農業経営を実現するため、大区画ほ場整備と農地中間管理機構による農地集積、園芸メガ団地等の産地づくりを三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を計画的に推進する。また、水田の排水対策を強化し、戦略作物の品質や収量の向上を図るため、水田の畑地化を推進する。

(4) 水田フル活用による自給力の向上

需要に応じた主食用米の生産を行いつつ、水田をフル活用し、農業所得の向上を図るため、飼料用米や大豆等の生産を促進する。

4 農産物の高付加価値化と国内外への展開強化

J A等による農産物の加工・販売や、異業種との連携強化による新たなビジネスの創出など、6次産業化を総合的に推進する。

また、実需企業による産地囲い込みなどの新たな動きや多様なニーズに的確に対応できる流通・販売体制を整備するとともに、国内外への販路の拡大を図る。

(1) 実需者ニーズを踏まえた商品開発等による6次産業化の推進

農山漁村における所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等による地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、首都圏の食品卸と連携した新商品づくりなどを支援する。

(2) 企業とタイアップした流通・販売体制の構築

県産農産物の認知度向上と販路拡大を図るため、大手企業の社員食堂における県産食材を活用したメニューを提供するなど、PR活動を展開するとともに、農業者等の県外や海外への販路拡大に向けた取組を支援する。

また、マーケットインの視点に基づき、生産者と事業者が連携の下、品質等にこだわった規格を設定するなど、ブランド化を図る取組を支援する。

(3) ターゲットを絞った県産農畜産物の輸出促進

海外に販路を持つ企業と連携し、秋田の強みを生かした農畜産物の輸出を促進する。

本県の輸出ターゲットであるアジア圏向けの米や秋田牛、果実の生産出荷体系を確立し、産地への普及を図るとともに、県産品のPRや海外の消費者の嗜好に合った商品づくりを推進する。

(4) G A P等による安全・安心対策の強化と環境保全型農業の推進

J Aや農業法人等におけるG A Pの取り組みを促進し、持続可能な農業生産の実現や農業経営の改善を図る。

また、環境保全型農業を推進するため、地球温暖化や生物多様性保全に効果のある取組を支援し、「特別栽培農産物」の認証制度により、化学農薬や肥料を減じた農業技術の普及を図る。

5 I C T等の先端技術を活用した次世代型農業の推進

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、ロボット、A I、I o T等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の確立及び定着を図る。

(1) 研究開発

次世代型農業の確立に向け、工業分野も含めた産学官連携による技術開発を促進するほか、公設試験場にスマート農業担当を設置し、スマート農機等の導

入効果や活用上の課題を明らかにするとともに、技術支援体制を構築する。

(2) 現地実証、普及

農業振興普及課に相談窓口を設置し、農家等からの相談に対応する。

水稻では、大規模技術体系を確立するため、自動水管理システムによる用水節減や、スーパー大区画ほ場での田植作業等の省力化など、基盤整備と一体的に導入できるスマート農業技術の実証・普及に取り組む。

園芸品目では、生産力向上や作業の省力化等を図るため、A I 自動かん水・施肥システム等による栽培管理の最適化等の実証・普及に取り組む。

(3) 導入支援

生産現場で実証された先端技術の横展開を図り、収益性の高い農業経営体を育成するため、実用段階にあるスマート農機等の導入を支援する。

また、農業者の作業内容の整理や作業代行等に対するニーズの把握等を通じ、次世代型農業支援サービスを活用した農業経営の向上を支援する。

6 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり

優れた景観を有する里地里山が県民共有の財産として後世に引き継がれるよう、地域資源を最大限に活用しながら、中山間地域の農業と農村の維持・発展を支援する。

(1) 多様な地域資源を生かした地域ビジネスの展開

中山間地域において、地域が主体となった「地域資源活用プラン」の策定を支援し、プランの実現に必要な取組を支援する。

また、食や伝統文化、棚田や水辺環境など地域特性を生かした都市との交流活動や、伝統野菜等の地域農産物を活用した6次産業化に取り組むなど、地域資源を生かした「魅力ある里づくり」を総合的に支援する。

(2) 里地里山の保全管理

農業・農村の多面的機能の維持・向上を図るため、地域の共同活動や環境保全効果の高い営農活動、中山間地域等における農業生産活動の継続等に対して支援する。

また、優れた景観や多様な地域資源を有する里地里山の保全・継承に向け、県内外において、その役割や魅力をPRし、企業や大学等との協働による地域づくり活動等を支援する。

さらに、農作物の鳥獣被害を防止するため、県域で研修会を開催するとともに、市町村が行う被害防止活動等を支援する。

第4 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応するため、支援機能が最も効果的かつ効率的に発揮できるよう普及指導員を配置する。

1 普及事業実施機関の設置

農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターは、地域振興局農林部農業振興普及課とする。

また、協同農業普及事業の運営に関する指針第五の二の3に規定する農業革新支援センターは、別に要領を定め、本庁にこれを設置する。

2 普及指導員の配置

(1) 農業振興普及課等への配置

農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の抱える課題に的確な対応が図られるよう、農業振興普及課に作物、野菜、果樹、花き、畜産、経営の各担当を配置する。

また、家畜及び畜産物の流通や、家畜改良関係業務及び畜産環境の改善指導等を広域かつ効率的に行うため、家畜保健衛生所に畜産担当を配置する。

(2) 農業革新支援センター（本庁）への配置

高度な専門技術を有し、試験研究機関や行政機関等との連携強化による専門技術の高度化、政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、その他普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として農業革新支援センターに配置する。

配置する農業革新支援専門員は、作物、野菜、果樹、花き、畜産、担い手・経営、起業・流通、普及情報の8分野とする。

3 普及指導員手当

普及指導員手当については、普及指導員の職務の特殊性を考慮するとともに、意欲のある優秀な人材を確保する観点から、その適正な運用に努める。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における課題に的確に対応するために必要な資質の向上を図る。

1 人材育成計画

本県の普及指導員の人材育成に関する基本的な考え方や効率的な研修体系をまとめた「秋田県普及指導員人材育成計画」に基づき研修計画を作成し、長期的な視点から計画的に普及指導員の資質向上を図る。

普及指導員の研修に当たっては、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関・大学、マーケティングや経営に関するノウハウを有する民間企業・専門家等の多様な者と連携し、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう努めるものとする。

また、国等の研修を受講した者がその内容を伝達する研修を実施する等、研

修効果を最大化するよう努める。

近年は、普及指導活動経験の浅い普及職員が増加していることから、普及指導活動経験が豊富な普及指導員退職者を積極的に活用するとともに、当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制を強化する。

2 資質の向上と調査研究等の適切な実施

今後の農業のスタンダード化が見込まれるGAPやスマート農業等の分野横断的に必要となる幅広い専門的な知識や、高度な技術の習得を図る。

また、地域や農業者の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導活動における専門項目に関する事項や、高度な技術革新及びその普及方法について調査研究を実施するとともに、調査研究や研修で得られた成果や活動方法については、成果発表会や情報交換等のための研究会を開催する。

3 人事交流の促進

「秋田県普及指導員人材育成計画」に定められた目指すべき普及指導員を育成するため、行政機関及び試験研究機関等との人事交流を積極的に行う。

第6 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化

(1) 農業革新支援専門員や普及指導員は、企業や試験研究機関、先進的な農業者等が行う農業者支援活動について情報収集に努め、民間等による地域内の農業者支援活動を踏まえつつ、普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、相互に協力して支援するよう努める。

(2) (1)の整理を踏まえ、農業者への支援の充実強化を図るため、公的機関が担うべき分野（新規就農者支援、地域の合意形成、地球温暖化・災害の対応、農作業の安全確保等）を中心として、普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、公的機関が担うべき分野の取組を強化するよう努める。

(3) 先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、先進的な農業者との協働に努める。

(4) 新規就農者等への研修・支援に関し、先進的な農業者等とも連携し、技術の向上や農業経営等に関する知識習得を推進するよう努める。

① 新規就農者等の確保・育成の考え方

就農前の啓発活動から就農後のフォローアップまでの一連の施策を総合的・体系的に実施し、経営の発展段階に応じた支援を行うことにより農業経営基盤強化促進法に基づく認定就農者に誘導するとともに、引き続き認定農業者となるように計画的に指導する。

- ② 多様な就農ルートに応じた研修制度等の充実
新規就農者の多様な就農ルートやニーズに対応し、経営開始等に必要な農業技術や経営管理能力の習得を支援し、即戦力となる農業者を育成するための研修を実施する。
- ③ 新規就農者への立ち上げ支援
各種補助事業の活用や就農支援のための制度資金等の活用により、経営の早期立ち上げを支援する。
また、経営者としての自立心や技術・経営管理能力を高めるため、農業近代化ゼミナールへの参加を誘導するとともに、マンツーマン指導等によるプロジェクト活動等を支援する。
- ④ 学校教育等との連携
農業・農村への理解の醸成と地域農業を担う人材の育成の観点から、農業高校等と連携した就農啓発活動やインターンシップ研修を実施する。
また、行政機関、教育機関、農業団体等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等に努める。
- (5) 青年層をはじめとした新規就農の推進や、新規参入企業等からの要請に対しては、秋田県就農支援マニュアルの活用等により、農業技術習得等の支援に努める。
また、農業近代化ゼミナール連絡協議会等の主体的な活動を支援するとともに、農業研修センターをオーナー機関として、農業試験場などの受入機関における技術習得研修生や、農業近代化ゼミナール連絡協議会員と農業高校生等との交流が図られるよう努める。
- (6) 農業革新支援専門員や普及指導員は、国や県等の試験研究機関に対して、現場ニーズを伝達できるよう、日頃から現場課題やニーズの把握に努める。
- (7) 試験研究に参画する場合においては、普及組織としての総合力を発揮出来るよう、農業革新支援専門員等が関与しつつ、組織として参画するよう努める。
- (8) 地球温暖化対策や病虫害防除、鳥獣害対策等の都道府県横断的な課題については、国や他の都道府県との連携により知見の集積と共有化に努める。
- (9) マーケティングや経営、GAP、ICT等の専門家について、普及指導協力委員制度等により、普及指導活動を補完する観点から積極的に活用するよう努める。
- (10) 海外需要や加工・業務用需要の増加等の国内需要構造の変化に対応した安定的な生産・供給体制の整備、新品種・技術の導入等による産地化を推進する。

(11) 携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、活動記録及び普及組織内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、クラウドサービスなどのウェブの利用等、普及指導活動へのＩＣＴ活用を推進し、コロナ下での普及指導活動の強化を図る。

(12) 普及指導活動がより効率的・効果的に実施されるよう、先進的な農業者、関係機関・団体、普及指導員退職者、普及指導協力委員等との連携や活用に努めるとともに、試験研究機関やＩＣＴベンダー、農業機械メーカー等の専門家と連携し、ＩＣＴ・ＡＩ・ロボット技術等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の地域における効果的な技術体系の確立及びその改善に参画し、地域への導入と定着を推進する。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施のため、毎年度、農業振興普及課ごとに、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び普及職員と関係機関の役割分担等の活動体制を記載した「普及指導計画」を策定する。

(2) 外部評価の実施と普及指導計画の改善等

普及指導計画については、毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導事項については、活動方法や活動体制の改善を図るものとする。

特に、成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制等については、普及組織による内部評価と先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図り、農業者等のニーズに対応した高い成果を創出する普及指導活動を展開する。

(3) 農業革新支援センターの運営

農業革新支援センターは、国や県の試験研究機関、大学、企業等における試験研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積に努める。

また、農業革新支援専門員等が先進的な農業者とのパートナーシップを構築し、農業革新支援センターが先進的な農業者等からの相談に対応できるよう、農業革新支援専門員及び農業革新支援センターの業務内容について、先進的な農業者等に周知するよう努める。

附則

この方針は、令和３年３月１日から施行する。

